



第三号イからヘまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

二　当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

三　当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二

(1) 信託財産の運用の対象は、次に掲げる有価証券(2)において「有価証券」という)、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られること。

(i) 金商法第二条第一項第一号に掲げる有価証券

(ii) 金商法第一条第一項第一号に掲げる有価証券

(iii) 金商法第一条第一項第三号に掲げる有価証券

(iv) 金商法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(資産流動化計画に新優先出資の引受け権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資受取特定社債券を除く。)

(v) 金商法第二条第一項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)

金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券(銀行、協同組織金融機

(i) x) までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。)

(ii) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る)の受益権

(iii) 外国の方に対する権利で (x i i) に掲げるものの性質を有するもの

(iv) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコーローネン (3) 及び (4) において「有価証券等」という。は、償還又は満期までの期間 (3)において「残存期間」という。が一年を超えないものであること。

(v) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間 (一)の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

業者を除く)」をいう。以下この号において  
同一)に対する当該労働者の預り金(次の  
要件を満たすものに限る)への払込み  
イ 当該預り金により投資信託及び投資法人  
に関する法律(昭和二十六年法律第百九十九  
八号)第一条第四項の証券投資信託(以下  
この号において「証券投資信託」という)  
の受益証券以外のものを購入しないこと。  
ロ 当該預り金により購入する受益証券に係  
る投資信託及び投資法人に関する法律第四

(3) 関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るものに限る。)

(4) 金商法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券

(5) 金商法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(（i）から（v-i）までに掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。)

(6) 金商法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

(7) 金商法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券

(8) 金商法第二条第一項の規定により有価証券とみなされる権利(（i）から（i-x）までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。)

(9) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。)の受益権

(10) 外国の方に対する権利で（x-i-i）に掲げるものの性質を有するもの

(11) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローリン(（3）及び（4）において「有価証券等」という。)は、償還又は満期までの期間(（3）において「残存期間」という。)が一年を超えないものであること。

(12) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(（一）の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

三　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。）第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業（以下単に「第二種資金移動業」という。）を當む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者（以下「指定資金移動業者」という。）のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動イ　　資金の支払に係る資金移動を行う口座（以下単に「口座」という。）について、労働者に対する負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようとするための措置又は当該額が百万円を超える

(5) 信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

八 当該預り金に係る投資約款（労働者と金融商品取引業者の間の預り金の取扱い及び受益証券の購入等に関する約款をいう。）に次の事項が記載されていること。

(1) 当該預り金への払込みが一円単位でできること。

(2) 預り金及び証券投資信託の受益権に相

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

使用者は、労働者の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

一 銀行その他の金融機関によつて振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該労働者に交付すること。

二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該労働者に交付すること。

三 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がそ

本  
ト  
負担する為替取引に関する債務を履行する  
ことができるための措置を講じているこ  
と。  
木  
口座への資金移動が一円単位でできるた  
めの措置を講じてのこと。  
へ  
口座への資金移動に係る額の受取につい  
て、現金自動支払機を利用する方法その他  
の通貨による受取ができる方法により一円  
単位で当該受取ができるための措置及び少  
なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料  
その他の費用を負担することなく当該受取  
ができるための措置を講じてのこと。  
ト  
賃金の支払に関する業務の実施状況及び  
財務状況を適時に厚生労働大臣に報告でき  
る体制を有すること。

務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有すること。

た場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

他為替取引に關し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に關する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。



法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める対象期間における連続して労働させる日数の限度は六日とし、同条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む）で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度は一週間に一日の休日が確保できる日数とする。

法第三十二条の四第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第四号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

**第十二条の五** 法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める事業は、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業とする。

法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める数は、三十人とする。

法第三十二条の五第二項の規定による一週間の各日の労働時間の通知は、少なくとも、当該一週間の開始する前に、書面により行わなければならぬ。ただし、緊急でやむを得ない事由がある場合には、使用者は、あらかじめ通知した労働時間を変更しようとする日の前日までに書面により当該労働者に通知することにより、当該あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

使用者は、法第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合において、一週間の日々の労働時間を定めるに当たつては、労働者の意見を尊重するよう努めなければならない。

**第十二条の六** 使用者は、法第三十二条の二、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、育児を行なう者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できることをしなければならない。

**第十三条** 法第三十三条第一項本文の規定による許可是、所轄労働基準監督署長から受け、同条同項但書の規定による届出は、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の許可又は届出は、様式第六号によるものとする。

**第十四条** 法第三十三条第二項の規定による命令は、様式第七号による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

**第十五条** 使用者は、法第三十四条第一項ただし書の協定をする場合には、一齊に休憩を与えるい労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方について、協定しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

**第十六条** 法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号（同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の二）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の規定にかかわらず、法第三十六条第十項に規定する業務についての同条第一項の規定による届出は、様式第九号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十六条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。以下この項において同じ。）を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによつて、前二項の届出に代えることができる。

**第十七条** 法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第七号までの事項については、同条第一項の協定に同条第五項に規定する事項に関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 法第三十六条第一項の協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め

二 法第三十六条第二項第四号の一年の起算日

三 法第三十六条第六項第二号及び第三号に定める要件を満たすこと。

四 法第三十六条第三項の限度時間（以下この項において「限度時間」という。）を超えて労働させることができる場合

五 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

六 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率

七 限度時間を超えて労働させる場合における手続

使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

**第十八条** 法第三十六条第六項第一号の厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務は、次に掲げるものとする。

一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

二 多量の低体温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

四 土石、獸毛等のじんあるいは粉末を著しく飛散する場所における業務

五 異常気圧下における業務

六 削岩機、鉄打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務

七 重量物の取扱い等重激なる業務

八 ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アセトニン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

**第十九条** 法第三十七条第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各号の金額に法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間数若しくは休日の労働時間数又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間数を乗じた金額とする。

一時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間ににおける一日平均所定労働時間数）で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間ににおける一週平均所定労働時間数）で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間ににおける一月平均所定労働時間数）で除した金額

六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額は、労働者の受けれる賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

七 労働者の受けれる賃金が前各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつてそれぞれ算定した金額の合計額は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

八 休日手当その他の前項各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

九 一日又は半日（代替休暇の単位）の賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

十 一日又は半日（代替休暇の単位）の賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

**第十九条の二** 使用者は、法第三十七条第三項の協定（労使委員会の決議、労働時間等設定改善委員会の決議及び労働時間等設定改善企業委員会の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項について、協定しなければならない。

一 法第三十七条第三項の休暇（以下「代替休暇」といふ。）として与えることができる時間の時間数の算定方法

二 代替休暇の単位（一日又は半日（代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を定めた場合においては、当該休暇と合わせた一日又は半日を含む。）とする。）

三 代替休暇を与えることができる期間（法第三十三条又は法第三十六条第二項の規定によつて延長して労働させた時間が一箇月に満たない場合は、当該休暇を含む。）とする。

四 前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

五 法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間数の時間とする。

六 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額





の所定労働時間数で除して得た額の賃金とする。

法第三十九条第九項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をその日の所定労働時間数で除して得た金額とする。

## 第二十五条の二 使用者

使用者は、法別表第一第八号、

第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間にについて四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、前項の規定による委員会における委員の五分の四以上の多数による決議を含む。（以下この条において同じ。）によ

り、又は就業規則その他これに準ずるものによ

り、一箇月以内の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない定めをした場合においては、前項に規定する事業については同項の規定にかかわらず、その定めにより、特定された週において四十四時間又は特定された日ににおいて八時間を超えて、労働させることができること。

使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において、第一項に規定する事業については同項の規

定期にかかわらず、一週間において四十四時間又は一日において八時間を超えて、労働させることができる。

この項の規定による労働時間により労働させることとされる労働者の範囲

の労働時間が四十四時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）

## 第二十五条の三 清算期間における総労働時間

標準となる一日の労働時間

労働者が労働しなければならない時間帯を定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻

六 労働者がその選択により労働することがで

きる時間帯に制限を設ける場合には、その時

間帯の開始及び終了の時刻

六 労働者がその選択により労働することはで

きる時間帯に制限を設ける場合には、その時

間帯の開始及び終了の時刻

る事業を除く。）については、法第三十四条第

二項の規定は、適用しない。

## 第三十二条 使用者

使用者は、法別表第一第四号に掲げ

る事業又は郵便若しくは信書便の事業に使用さ

れる労働者のうち列車、気動車、電車、自動

車、船舶又は航空機に乗務する機関手、運転

手、操縦士、車掌、列車掛、荷扱手、列車手、

給仕、暖冷房乗務員及び電源乗務員（以下単に

「乗務員」という。）で長距離にわたり継続して

乗務するもの並びに同表第十一号に掲げる事業

に使用される労働者で屋内勤務者三十人未満の

日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭

和二十四年法律第二百三十三条）第二条に規定す

る郵便窓口業務を行うものに限る。）において

郵便の業務に従事するものについては、法第三

十四条の規定にかかわらず、休憩時間を与えな

いことができる。

使用者は、乗務員で前項の規定に該当しない

ものについては、その者の従事する業務の性質

上、休憩時間を与えることができないと認めら

れる場合において、その勤務中における停車時

間、折返しによる待合せ時間その他の時間の合

計が法第三十四条第一項に規定する休憩時間に

相当するときは、同条の規定にかかわらず、休

憩時間を与えないことができる。

使用者は、乗務員で前項の規定に該当しない

ものについては、その者の従事する業務の性質

上、休憩時間を与えることができないと認めら

れる場合において、その勤務中における停車時

間、折返しによる待合せ時間その他の時間の合

計が法第三十四条第一項に規定する休憩時間に

相当するときは、同条の規定にかかわらず、休

項を明らかにした書面に対象労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

一 業務の内容

二 責任の程度

三 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに當たつて求められる水準

法第四十一条の二第一項第二号の基準年間平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における毎月きまつて支給する給与の額の一月分から十二ヶ月分までの各月分の合計額とする。

法第四十一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める額は、一千七十五万円とする。

法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める額は、厚生労働省の厚生労働省令で定める労働時間以外の時間は、休憩時間その他対象労働者が労働していない時間とする。

法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パソコンコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とする。ただし、事業場外において労働した場合であつて、やむを得ない理由があるときは、自己申告によることができる。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数は、四回とする。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一一箇月 百時間

二 三箇月 二百四十時間

法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。

法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第

三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）

二 労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認

法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第四十一条の二第一項第五号イから二までに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めることにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他）の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。

三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

四 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部暑に配置転換すること。

六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二 法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期

第三十四条の二の三 第二十四条の二の四（第四項）から二までを除く。）の規定は、法第四十条の二第一項の委員会について準用する。この場合において、第二十四条の二の四第四項文中「イから二まで」とあるのは、「イ」と読み替えるものとする。

第三十四条の二の四 法第六十条第三項第二号の厚生労働省令で定める時間は、四十八時間とする。

第三十四条の二の五 法第七十七条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者（以下「訓練生」という。）に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受ける職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条第一項第四号、第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号の訓練期間（同規則第二十一号又は第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号）と同一の期間である。

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

第三十六条 法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

第三十七条 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく医師に診断せなければならぬ。

第三十七条の二 使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてよい。

一 憲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少い法第四十一条の二第一項の規定による同項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

二 関する対象労働者との記録及びりに掲げる事項に該当する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

三 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任するこ

四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に該当する対象労働者との記録及びりに掲げる事項に該当する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

五 法第四十一条の二第一項の規定による同一の範囲内で定めることができる。この場合

十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている

その率に百分の一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

**第三十八条の二** 法第七十六条第二項の當時百人の未満の労働者を使用する事業場は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間ににおいては、当該四月一日前一年間に使用した延労働者数を当該一年間の所定労働日数で除した労働者数が百人未満である事業場とする。

**第三十八条の三** 法第七十六条第二項の規定による同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は、第二十五条第一項に規定する方法に準じて算定した金額とする。

**第三十八条の四** 常時百人以上の労働者を使用する事業場において業務上負傷し、又は疾病にかかりた労働者と同一職種の同一条件の労働者がいない場合における当該労働者の休業補償の額の改訂は、当該事業場の全労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の四半期ごとの平均給与額が上昇し又は低下した場合に行うものとする。

**第三十八条の五** 法第七十六条第二項後段の規定による改訂後の休業補償の額の改訂は、改訂の基礎となつた四半期の平均給与額を基礎として行うものとする。

**第三十八条の六** 法第七十六条第二項及び第三項の規定により、四半期ごとに平均給与額の上昇し又は低下した比率を算出する場合において、

ある場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額(の額)に告示で定める率を乗ずるものとする。  
日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定については、平均賃金の百分の六十に告示で定める率を乗ずるものとする。

**第三十八条の九** 前二条の告示は、四半期ごとに行うものとする。

**第三十八条の十** 休業補償の額の改訂について、第三十九条 療養補償及び休業補償は、毎月一回以上、これを行わなければならない。

**第四十条** 障害補償を行うべき身体障害の等級は、別表第二による。

別表第二に掲げる身体障害が二以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。次に掲げる場合には、前二項の規定による等級を次の通り繰上げる。但し、その障害補償の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害補償の金額を合算した額を超えてはならない。

い。 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 一級  
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 二級

その率に百分の一に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

**第三十八条の七** 常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償については、毎月勤労統計における各産業の毎月きまつて支給する給与の四半期ごとの平均給与額の四半期の前における四半期ごとの平均給与額に対する比率に基づき、当該休業補償の額の算定にあたり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことのあるものである場合にあつては、当該改訂に係る休業補償の額）に乘すべき率を告示するものとする。

**第三十八条の八** 常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定については、平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことのあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるもので

第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合 三級  
別表第一に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、別表第二に掲げる身体障害に準じて、障害補償を行わなければならない。  
既に身体障害がある者が、負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害補償の金額より、既にあつた障害の該当する障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行わなければならない。  
**第四十一条** 法第七十八条の規定による認定は、様式第十五号により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。(この場合においては、使用者は、同条に規定する重大な過失があつた事実を証明する書面をあわせて提出しなければならない。  
**第四十二条** 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしなくとも事實上婚姻と同様の關係にある者を含む。以下同じ。)とする。

前項の場合には、使用者は、前十三条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

**第四十六条** 使用者は、法第八十二条の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第三によつて残余の補償金額を一時に支払うことができる。

**第四十七条** 障害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおつた後身体障害の等級が決定した日から七日以内にこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後遺族補償及び葬祭料を受けるべき者が決定した日から七日以内にこれを行い又は支払わなければならぬ。

第二回以後の分割補償は、毎年、第一回の分割補償を行つた月に応当する月に行わなければならぬ。

**第四十八条** 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とする。

配偶者がない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

**第四十三条** 前条の規定に該当する者がない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

労働者が遺言又は使用者に対ししてした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。

**第四十四条** 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人數によつて等分するものとする。

**第四十五条** 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、その者にかかる遺族補償を受ける権利は、消滅する。

**第四十八条の二** 法第八十七条第一項の厚生労働省令で定める事業は、法別表第一第三号に掲げる事業とする。

**第四十九条** 使用者は、常時十人以上の労働者を使用するに至った場合においては、遅滞なく、法第八十九条の規定による就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の氏名を記載したものでなければならぬ。

**第五十条** 法第九十二条第二項の規定による就業規則の変更命令は、様式第十七号による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

**第五十条の二** 法第九十六条の二第一項の厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業は、次に掲げる事業とする。

一 使用する原動機の定格出力の合計が二・二キロワット以上である法別表第一第一号から第三号までに掲げる事業

二 次に掲げる業務に使用する原動機の定格出力の合計が一・五キロワット以上である事業

イ プレス機械又はシヤーによる加工の業務

ロ 金属の切削又は乾燥研磨の業務

ハ 木材の切削加工の業務

前項の場合には、使用者は、前十三条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

**第四十六条** 使用者は、法第八十二条の規定によつて分割補償を開始した後、補償を受けるべき者の同意を得た場合には、別表第三によつて残余の補償金額を一時に支払うことができる。

**第四十七条** 障害補償は、労働者の負傷又は疾病がなおつた後身体障害の等級が決定した日から七日以内にこれを行わなければならない。

遺族補償及び葬祭料は、労働者の死亡後遺族補償及び葬祭料を受けるべき者が決定した日から七日以内にこれを行い又は支払わなければならぬ。

第二回以後の分割補償は、毎年、第一回の分割補償を行つた月に応当する月に行わなければならぬ。

**第四十八条** 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とする。

		三	主として次に掲げる業務を行なう事業
		イ	別表第四に掲げる業務
口	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政 令第三百十八号）第六条第三号に規定する 機械集材装置又は運材索道の取扱いの業務		
四	その他厚生労働大臣の指定するもの		
第五十二条	削除		
第五十二条	法第一百一条第二項の規定によつて、 労働基準監督官の携帯すべき証票は、様式第十 八号に定めるところによる。		
第五十二条の二	法第一百六条第一項の厚生労働省 令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又 は備え付けること。		
二	書面を労働者に交付すること。		
三	使用者の使用に係る電子計算機に備えられ たファイル又は第二十四条の二の四第三項第 三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製 するファイルに記録し、かつ、各作業場に労 働者が当該記録の内容を常時確認できる機器 を設置すること。		
第五十三条	法第七十七条第一項の労働者名簿（様 式第十九号）に記入しなければならない事項 は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げ るものとする。		
一	性別		
二	住所		
三	從事する業務の種類		
四	雇入の年月日		
五	退職の年月日及びその事由（退職の事由が 解雇の場合にあつては、その理由を含む。）		
六	死亡の年月日及びその原因		
第五十四条	常時三十人未満の労働者を使用する事業にお いては、前項第三号に掲げる事項を記入するこ とを要しない。		
第五十四条	使用者は、法第八百八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳 に記入しなければならない。		
一	氏名		
二	性別		
三	賃金計算期間		
四	労働日数		
五	労働時間数		
六	法第三十三条规定若しくは法第三十六条第一項 の規定によつて労働時間を延長し、若しくは		

休日に労働させた場合には又は午後十時から午前合には、その定める地域又は期間については、午後十一時から午前六時)までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数

八 基本給 手当その他の賃金の種類毎にその額一部を控除した場合には、その額

前項第六号の労働時間数は当該事業場の就業規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基いて算定する労働時間数を以てこれに代える)とができる。

第一項第七号の賃金の種類中に通貨以外のもので支払われる賃金がある場合には、その評価額を記入しなければならない。

日々雇い入れられる者(一箇月を超えて引続き使用される者を除く。)については、第一項第三号は記入するを要しない。

法第四十一条各号のいずれかに該当する労働者及び法第四十一条の二第一項の規定により労働させる労働者については第一項第五号及び第六号は、これを記入することを要しない。

第五十五条 法第八条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者(一箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む)については様式第二十号日々雇い入れられる者(一箇月を超えて引続き使用される者を除く。)については様式第二十一号によつて、これを調製しなければならない。

第五十六条の二 使用者は、年次有給休暇管理簿 第五十三条による労働者名簿又は第五十五条による賃金台帳をあわせて調製することができる。

四 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日  
一 債を終わった日  
二 賃金台帳については、最後の記入をした日すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。  
三 雇入れ又は退職に関する書類については、労働者の退職又は死亡の日  
四 災害補償に関する書類については、災害補償を終わった日  
五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

前項の規定にかかわらず、賃金台帳又は賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とする。

前項の規定は、第二十四条の二の二第三項第四号イ、第二十四条の二の二の二、第二十四条の二の三第三項第四号イ及び第二十四条の二の三に規定する労働者の労働時間の状況に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する議事録、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イから今までに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準用する。

**第五十七条** 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、第一号については様式第二十三号の二により、第二号については様式第二十二号により、第三号については同令第九十七条第一項に規定する方法により、それぞれの事実を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 事業を開始した場合

二 事業の附属寄宿舎において火災若しくは爆発又は倒壊の事故が発生した場合

三 労働者が事業の附属寄宿舎内で負傷し、窒息し、又は急性中毒にかかり、死亡し又は休業した場合

前項第三号に掲げる場合において、休業の日数が四日以上満たないときは、使用者は、同項の規定にかかわらず、労働安全衛生規則第九十七条第二項に規定する方法により、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実を毎年各の期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

**第五十八条** 行政官庁は、法第四百四十二条第一項に基づき労働者の預金の受け入れをする使用者は、毎年、三月三十一日以前一年間における預金の管理の状況を、四月三十日までに、様式第二十四号により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

法第十八条第二項の規定により届け出た協定に基づき労働者の預金の受け入れをする使用者は、毎年、三月三十一日以前一年間における預金の管理の状況を、四月三十日までに、様式第二十四号により、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

二　出頭を命ずる場合には、聽取しようとする事項

**第五十九条** 法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定又は指定の申請書は、各々二通これを提出しなければならない。

**第五十九条の二** 法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告、労働者名簿又は賃金台帳に用いるべき様式（様式第二十四号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではない。

使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他の必要な書類に氏名を記載し、行政官庁に提出しなければならない。

法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）。次条において「情報通信技術活用法」という。第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

**第五十九条の三** 届出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、第五十七条第一項（同項第三号に該当する場合に限る。）若しくは第二項又は情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的





改正規定並びに須崎労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年十月一日から、甲府労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定中、諏崎市に係る部分並びに行橋労働基準監督署の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年同月十日から、大津労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年同月十五日から、それぞれ適用する。

第一項の規定により、所轄労働基準監督署がこの省令施行前に遡つて変更された場合において、当該地域に存する事業又は事務所に關し、この省令適用後施行までの間に於いて、変更前の所轄労働基準監督署長に対して行つた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他手続又は変更前の所轄労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、変更後の所轄労働基準監督署長に対して行われる又は変更後の所轄労働基準監督署長が行つたものとみなす。

#### 附 則（昭和三〇年九月一日労働省令第二〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、楯岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、三島労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月一日から、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月三日から、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月三日から、名寄労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年一月一日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年二月一日から、それぞれ適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により小田原労働基準監督署の管轄区域とされていた神奈川県中郡秦野町大字菖蒲、八沢、柳川及び三廻部の区域、出雲労働基準監督署の管轄区域とされたいた島根県邑智郡川本町大字新屋及び大冢本郷の区域並びに八幡浜労働基準監督署の管轄区域とされていた愛媛県北宇和郡吉田町大字法華津、深浦及び白浦の区域は、この省令施行の日から、それぞれ平塚労働基準監督署、浜田労働基準監督署及び宇和島労働基準監督署の管轄区域とする。

#### 附 則（昭和三一年五月一日労働省令第一〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、三本松労働基準監督署に関する改正規定中位

位置に関する部分は、昭和三十一年三月十五日から適用する。

2 別表第三中行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により姫路労働基準監督署の管轄区域とされたいた兵庫県佐用郡南光町の内船越、河崎、上三河、中三河、下三河、西下野、漆野の区域は、この省令施行の日から、相生労働基準監督署の管轄区域とする。

#### 附 則（昭和三一年九月一日労働省令第二一號）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、厚木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年二月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年二月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月二十日から、それぞれ適用する。

#### 附 則（昭和三二年八月三一日労働省令第一九号）

1 この省令は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、両津労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十二月一日から、橋本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月一日から、大田原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年四月一日から、富岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年五月一日から、それぞれ適用する。

#### 附 則（昭和三三年七月一日労働省令第一六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三三年八月一日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三三年八月一日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三四年一〇月一二三日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三四年八月一日労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三四年七月一二四日労働省令第一二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和三四年七月一二四日労働省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

れていた岡山県上房郡加陽町大字北、岡谷、宮地及び西の区域並びに鹿屋労働基準監督署の管轄区域とされていた鹿児島県贈川郡輝北町大字百引の区域は、この省令施行の日から、それぞれ大曲労働基準監督署、長野労働基準監督署、飯田労働基準監督署、岡山労働基準監督署、新見労働基準監督署及び志布志労働基準監督署の管轄区域とする。

置に係る部分は、昭和三十四年一月十五日から適用する。

第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年七月一二〇日労働省令第一六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条（改正規定の一部改正）

この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附 則（昭和三四年七月一二四日労働省令第一二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第一条（改正規定の一部改正）

この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票及び最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）附則第二条第一項の規定による改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附 則（昭和三五年七月一一日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年七月一一日労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条（改正規定の一部改正）

この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。





請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和四九年三月二五日労働省令第七号）

1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和五〇年三月二九日労働省令第七号）

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年八月一日労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（昭和五十年八月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第十三条 附則第六条の規定による改正前の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、附則第七条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、附則第六条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票、附則第七条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の規定による証票及び附則第十一条の規定による改正後の産業安全専門官規程第五十二条の規定による改正後の労働基準法施行規則第五十二条の規定による証票とみなす。

附 則（昭和五〇年八月二七日労働省令第二三号）抄

1 この省令は、昭和五十年九月一日から施行する。

2 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存

<p><b>附 則</b> (昭和五一年三月三〇日労働省令第七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第一 条</b> この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五一年五月一〇日労働省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第二 条</b> (昭和五一年六月二八日労働省令第二六号) 抄 (施行期日)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>第三 条</b> (昭和五一年九月六日労働省令第三一号) 抄 (施行期日)</p> <p>この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第七条の前に六条を加える改正規定(第六条に係る部分を除く。)、次項の規定(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第五条に係る部分を除く。)及び附則第三項の規定(労働省組織規程(昭和二十七年労働省令第三十六号)第十八条に係る部分に限る。)は、昭和五十一年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五一年四月一日労働省令第九号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五三年三月三〇日労働省令第一号)</p>

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年九月三〇日労働省令第一号）抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和五三年一月一〇日労働省令第四三号）  
(施行期日)  
第一条 この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二 この省令の施行日の前日までに行われた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十一条の規定による届出に係る協定を更新しようとする場合の同条の規定による届出がこの省令の施行の日以後に行われる場合には、労働基準法施行規則第十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該協定の更新に関してこの省令の施行の日以後に労働基準法施行規則第十七条第一項の規定による届出が行われた場合は、この限りでない。

附 則（昭和五四年四月二日労働省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年三月二一日労働省令第三号）  
この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定中大阪の部労働基準監督署名（支署名）の欄に係る部分は、昭和五十五年三月二十二日から施行する。

附 則（昭和五六年一月二六日労働省令第三号）抄  
(施行期日等)  
(第一条 この省令は、昭和五十六年二月一日から施行する。  
(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治つたとき身体に障害が存する場合において労働基準法の規定により使用者が行うべき障害補償については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年二月六日労働省令第五号）  
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二十七条から第三十条までの

改正規定（第二十八条及び第二十九条に係る部分に限る。）及び第三十二条第一項の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月一日労働省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月一〇日労働省令第五号）

この省令は昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、千葉の部の管轄区域の欄に係る改正規定及び福岡の部福岡の項管轄区域の欄に係る改正規定（宗像市に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和五七年六月三〇日労働省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた労働基準法（以下「法」という。）第三十六条の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行日以後にされるものを除く。次項において同じ。）については、改正後の労働基準法施行規則第十六条第一項の規定は、適用しない。

2 施行日前にされた法第三十六条の協定を施行日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

3 施行日前にされた法第三十六条の協定を更新しようとする旨の協定を施行日以後最初にする場合における同条の規定による届出について、は、労働基準法施行規則第十七条第一項の規定は、適用しない。

附 則（昭和五八年三月一五日労働省令第七号）

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対し行われた許可、認可、認定その他の処分の申

請、届出報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和六〇年三月二五日労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条及び第四条の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月三〇日労働省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一月二七日労働省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二十四日労働省令第一号）

この省令は、昭和六十一年三月三十一日から施行する。ただし、広島の部廿日市の項目轄区域の欄に係る改正規定は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和六二年三月二〇日労働省令第五号）

この省令は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。ただし、神奈川の部横浜西の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（昭和六二年三月三〇日労働省令  
第一号）抄

附則（昭和六二年三月三十日労働省令）  
第一号抄  
(施行期日)

第一附則（昭  
一號）

(労働基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
第十五条 この省令による改正後の労働基準法施行規則第三十七条の二の規定は、施行日以後に労働者が同条各号のいずれかに該当する場合について適用する。  
休業補償の額の改訂に係る施行日前における事業場の規模については、なお従前の例によ

附 則 (昭令第三一號)

第三号抄  
（施行期日）

第三号

(施行期日) 第三号抄

（行期日）  
この省令  
行する。

(施行期日) 第三号抄

抄

(施行期日) 第三号  
抄  
一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

## 第一条 (施行期日) この省令は

**第一条** この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
**(暫定措置)**

行期日

行期日　この省令は、昭和六十三年四月一日から  
する。  
定措置)

一十

一十日かから

ANSWER

---

---

---

---

---

---

---

の中欄の一年間  
で、それぞれ回

所週間の欄の一年間にて、それぞれ同じに定める日数と

間の所定労働日数の区分表の下欄に勤続年数の

表の下欄に勤続年数の区間の所定労働日数の区間を記入する。

週所定労働日数	年間の所定労働日数
勤続年数	年一
年二	年二
年三	年三
年四	年四
年五	年五
年六	年六
年七	年七
年八	年八
年九	年九
年十	年十
年十一	年一十
年十二	年二十
年三十	年三十
年四十	年四十
上以年五十	上以年五十

日一	日二	日三	日四
七らか日八十四	でま日十二百らか日三十七	でま日八十六百らか日一十二百	でま日六十百二らか日九十六百
日一	日二	日三	日四
日一	日二	日三	日四
日一	日二	日四	日五
日一	日三	日四	日六
日一	日三	日五	日六
日一	日三	日五	日七
日二	日四	日六	日八
日二	日四	日六	日八
日二	日四	日七	日九
日二	日五	日七	日十
日二	日五	日八	日十
日二	日五	日八	日十一
日三	日六	日九	日二十
日三	日六	日九	日二十
日三	日六	日十	日三十



## 附 則 (平成九年一月二八日労働省令第

三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

- 2 成九年二月十日から施行する。  
この省令の施行前に労働基準監督署に対し、大阪の部阿倍野の項に係る改正規定は、平成九年二月十日から施行する。

3 この省令は、公布の日から施行する。ただし、大阪の部阿倍野の項に係る改正規定は、平成九年二月十日から施行する。  
この省令の施行前に労働基準監督署に対し、大阪の部阿倍野の項に係る改正規定は、平成九年二月十日から施行する。

## 附 則 (平成九年二月一四日労働省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。以下この条において同じ。）であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間以上三十五時間未満のものに係る法第三十九条第三項の命令で定める時間は、施行日後の最初の基準日の前日までの間は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条の三第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

施行日前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、この省令の施行の日以後の最初の基準日の前日までの間は、新規則第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間を

の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定めた許可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

## 附 則 (平成九年二月一四日労働省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に六箇月を超えて継続勤務している労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一号に掲げる労働者にあっては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあっては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に雇入れの日から起算した継続勤務期間（次項及び第六条において「継続勤務期間」という。）の区分ごとに定める日数とする。

四日	数	労働日	定労働日数	週所一年間の勤続年数
百六十九日から二百十六日まで	百六十九日から二百十六日まで	百六十九日から二百十六日まで	百六十九日から二百十六日まで	年四
日十一	月六箇年	日九	日九	年五
日十二	月六箇年	日七	日十	年六
日十三	月六箇年	日九	日二十	年七
日十四	月六箇年	日十	日三十	年八
		一十日	日四十	年十
		七日	五一日	年十一

## 附 則 (平成九年九月二十五日労働省令第

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三一號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三二號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三三號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三四號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三五號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三六號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三七號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三八號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 三九號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四〇號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四一號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四二號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四三號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四四號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

## 四五號

(施行期日)

## 抄

(施行期日)

の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項の規定にかわらず、同日までの間は法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に雇入れの日から起算した継続勤務期間（次項及び第六条において「継続勤務期間」という。）の区分ごとに定める日数とする。

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成一〇年九月一〇日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成一〇年九月一〇日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項及び前条第二項の規定にかかるらず、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあっては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあっては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄の勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として命令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して命令で定めた許可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

日	一日	百二十一日から八日	九日	九日	十日	十日
まで	ら百六十八日					
百二十日まで	七十三日から	五日	六日	六日	七日	
四十八日から	四十八日から	二日	三日	三日	三日	
七十二日まで						
六箇月経過日から起算した継続勤務年数が五年から七年までのいずれかの年数に達する日の翌日が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十日までの間にある労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、新規則第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日から平成十三年三月三十日までの間は、法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあっては次の表の上欄の週所定労働日数の区分に応じ、同項第二号に掲げる労働者にあっては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に継続勤務期間の区分ごとに定める日数とする。						

日	四十八日から七十三日	三日	三日	三日
二日まで				
週所定労働日数	一年間の所定労働日数	継続勤務期間		
四日	百六十九日から二百十六日まで	七年		
三日	百二十一日から百六十八日まで	十三年	四年	
二日	七十三日から百二十日まで	六年	十日	
一日	四十八日から七十二日まで	三日	七日	十日
<b>第六条</b>	雇入れの日が施行日前であり、かつ、雇入れの日から起算して六箇月を超えて継続勤務する日の施行日以後である労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものについて、第二十四条の三第三項並びに附則第四条第一項及び第二項の適用については、第二十四条の三第三項及び附則第四条第一項中「雇入れの日」とあるのは「労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日」とする。	三日	三日	三日

附則（平成一年三月三一日労働省令第二四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一年三月三一日労働省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働基準法施行規則第二十一条の改正規定は平成十一年十月一日から、第一条中労働基準法施行規則第二十五条の二の改正規定は平成十三年四月一日から施行する。（労働時間に関する経過措置）

第二条 平成十三年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際使用者がこの省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二第二項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、その他の規則に基づく協定による、又は就業規則による、その他これに準ずるものによる定めをしている箇目以内の一定の期間又は旧規則第二十五条の二第三項の規定に基づく協定による、又は協定による定めをしている同項第一号の清算期間のうち平成十三年三月三十一日を含む旧規則による協定等の期間に係る労働時間については、新規則第二十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 第一条中労働基準法施行規則第二十一条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一年四月一日労働省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年一月二七日労働省令第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日（以下「基準日」という。）においてその労働時間について



労働者であつて四月一日以外の日が基準日（労働基準法（以下「法」という。）第三十九条第一項に定める継続勤務の期間の終了する日の翌日をいう。以下この条において同じ。）であるもののうち一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働日数又は一週間当たりの平均所定労働日数との比率を考慮して厚生労働省令で定める日数は、改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十四条の三第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条** 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第七十九号）の施行の日前に六箇月を超えて継続勤務していた労働者であつて一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項の通常の労働者の一週間の所定労働日数として厚生労働省令で定める日数と当該労働者の一週間の所定労働時間が三十時間未満のものに係る法第三十九条第三項第一号に掲げる労働者にあつては次の表の上欄の所定労働日数の区分に応じ、同項第一号に掲げる労働者にあつては同表の中欄の一年間の所定労働日数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄の勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

週所定労働日数	一年間の所定労働日数
一日	百六十九日から二百十六日まで
二日	百二十一日から百六十八日まで
三日	百二十二日から百六十九日まで
四日	百二十三日から百七十二日まで
五日	百二十一日から百六十八日まで
六日	百二十二日から百六十九日まで
七日	百二十三日から百七十二日まで

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日

勤続年数
八年以上
十五日
三十日
七日



報告については、この省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十四条の二の五第一項中「が行われた日」とあるのは「の有効期間の始期」と、「六箇月以内に一回、及びその後一年以内」と「一回」と読み替えあるいは「六箇月以内」と「一回」と読み替えて同項の規定を適用する。

によるものとされる昭和五十三年改正訓練規則による改正前の職業訓練法施行規則第三条第一号の教科のうちの実技に係る実習を行うために必要な業務であつて、次の表の中欄に掲げるものとする。

二 使用者が講ずべき措置の基準は、次のとおりとする。

第十号	第八条	第十八条の玉掛けの業務	経過するまでは作業につかず
第八条	準規則	年少者労働基準法	せないこと。
第十号	第八条	揚貨装置の玉掛けの業務	せないこと。
第十号	第八条	職業訓練開始後六月（訓練期間六ヶ月の訓練科に係る訓練生にあつては、三月）を経過するまでは作業につかず	せないこと。

第十号	第八条の玉掛けの業務
第八号	年少者揚貨装置の玉掛けの業務
第七号	年少者高圧(直流)労働基準規則
第八条	<p>年少者　　動力による巻上機、運搬機等の業務に係る訓練</p> <p>労働基　　は特別高圧に係るものにあっては、三月)を経過するまでは作業につかせないこと。</p> <p>準規則　　又は索道の運練生にあつては、(訓練期間六月の訓練科に係る訓練</p> <p>第八条　　転の業務　　練生にあつては、(訓練開始後六月の訓練科に係る訓練)</p> <p>第七号　　年少者　　は六十ボルトを下の業務のうち、高圧又は六百ボルトをこえ、(訓練期間一年の訓練科に係る訓練)</p> <p>第八号　　千ボルト以下　　ては五百ボルトを下の業務のうち、高圧又は六百ボルトをこえ、(訓練期間一年の訓練科に係る訓練)</p> <p>　　である電圧を　　ては五百ボルトを下の業務のうち、高圧又は六百ボルトをこえ、(訓練期間一年の訓練科に係る訓練)</p> <p>　　いう。以下同　　ては五百ボルトを下の業務のうち、高圧又は六百ボルトをこえ、(訓練期間一年の訓練科に係る訓練)</p> <p>じ。」若しく　　ては五月)を経過するまでは作業につかせないこと。</p> <p>は寺川高　　後三月を経過するまでは作業につかせないこと。</p> <p>王</p>

第十四号	年少者	労働基準規則の金型若しくは切断機の刃	年少者ボイラの取扱	掃除の業務	勤務の送給の業
第二十号	年少者	運転する圧機	蒸気又是圧縮空気による圧機	職業訓練開始後六月（訓練期間六月の訓練科に係る訓練生にあつては、五月）を経過するまでの作業につかせうこと。	勤業訓練開始後六月（訓練期間六月の訓練科に係る訓練生にあつては、五月）を経過するまでの作業につかせうこと。
第八条	年少者	年少者	年少者	年少者	年少者
第二十条	岩石又は鉱物の破砕機に材を送給するいこと。	木工用かんな職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。	板加工の業務	打抜機、切断機等を用いる厚板加工の業務	職業訓練開始後一年（訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては、九月）を経過するまでは作業につかせないこと。
第八条	岩石又は鉱物の破砕機に材を送給するいこと。	木工用かんな職業訓練開始後六月を経過するまでは作業につかせないこと。	板加工の業務	打抜機、切断機等を用いる厚板加工の業務	職業訓練開始後一年（訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては、九月）を経過するまでは作業につかせないこと。

六号	年少者労働基準規則第八条第三十 六号	年少者労働基準規則第五号	年少者電離放射線（紫外線を除く。）以外の規則	上欄の業務のうち、じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一條に規定する粉じん作業に該当する作業であつて、前項に該当するもの以外のものにつては、當該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えてはならないこと。
	多量の高熱物質を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	1	上欄の業務のうち、著しく暑熱な場所における重激なものにつては、當該業務に従事させる時間が一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間とすること。	上欄の業務のうち、じん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一條に規定する粉じん作業に該当する作業であつて、前項に該当するもの以外のものにつては、當該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間を超えてはならないこと。

法第六十三条	石炭鉱山における坑内労働	年少者ボイラを製造する場所等強烈な騒音を発する場所における業務	労働基準規則第八条第十四条	年少者ボイラを製造する場所等強烈な騒音を発する場所における業務	一日について四時間こえないこと。
1	職業訓練開始後一年を経過するまでは作業につかせないこと。	1 上欄の業務のうち、百五十オーラン以上百五十オーラン未満の騒音にさらされるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、一日について四時間をこえないと。	1 当該業務に従事させる時間が一時間をこえて、当該業務に従事させる時間が一時間ごとに十分の休息時間をとどまらせないこと。	4 上欄の業務のうち、前二項に該当するもの以外のものにあつては、当該業務に従事させる時間は、一日について四時間をこえないこと。	
2	訓練生の体格及び健康の状態がはじめて坑内作業につかせる際次の基準に適合していること。	2 上欄の業務のうち、百五十オーラン以上百五十オーラン未満の騒音にさらされるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、一日について四時間をこえないと。	2 上欄の業務のうち、百五十オーラン以上百五十オーラン未満の騒音にさらされるものにあつては、職業訓練開始後一年を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間をこえないこと。	2 上欄の業務のうち、百五十オーラン以上百五十オーラン未満の騒音にさらされるものにあつては、当該業務に従事させる時間は、一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について三時間をこえないこと。	
(イ)	満十六歳の者については、身長百五十二センチ				れ以外の訓練生については一日について四時間こえないこと。

れ以外の訓練生については  
一日について四時間をこえ  
ないこと。

メートル以上、体重四十八キログラム以上、胸囲七十センチメートル以上及び肺活量三千二百立方センチメートル以上であること。  
(口) 満十七歳の者については、身長百五十五センチメートル以上、体重五十一キログラム以上、胸囲八十センチメートル以上及び肺活量三千四百三十立方センチメートル以上であること。  
(八) 上部気道に異常がないか、かつ胸部X線検査の結果異常がないこと。  
3 はじめて坑内作業につけさせて後一年間は労働安全衛生規則第四十四条の規定による健康診断を年三回以上行うこと。  
4 出水、ガスの突出、自然発火、大規模の落ばん及び崩壊を伴う作業等特に危険な作業につかせないこと。  
5 立坑又は四十度以上の斜坑の内部においては作業させないこと。  
(イ) 満十六歳の者については、摂氏三十度をこえる場所では作業させないこととし、摂氏二十度をこえ摂氏二十五度以下の場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき二時間をこえないこと。  
(ロ) 満十七歳の者については、摂氏三十四度をこえる場所では作業させないとし、摂氏二十四度をこえ摂氏二十九度以下の場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき三時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十五度をこえる場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき二時間の合計が一日につき二時間とすること。

## 別表第一の二（第三十五条関係）

間の合計が一日につき三時間、摂氏二十九度をこえる場所で作業させるとときは作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。

別表第一の二（第三十五条関係）	間の合計が一日につき三時間、摂氏二十九度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき二時間をこえないこと。
一 業務上の負傷に起因する疾病	
二 物理的因子による次に掲げる疾病	
1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	
2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	
3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	
4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	
5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	
6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜齒病又は潜水病	
7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	
8 暑熱な場所における業務による熱中症	
9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷	
10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	
11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	
12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	
13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	
三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	
1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	
2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他の腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	
3 さく岩機、鉄打ち機、チエーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える	

## 手指の運動器障害

る業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害

る業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神經障害又は運動器障害

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帶、上腕、前腕又は手指の運動器障害

5 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの

2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 すす、鉛石油、うるし、テレビン油、タル、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患

4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

5 木材の粉じん、獸毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾患に付隨する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	一上肢の用を全廃したもの
3 濡潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	一下肢の用を全廃したもの
4 屋外における業務による恙虫病	十趾を失つたもの
5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	二眼の視力が○・一以下になつたもの
6 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	三両耳の聴力が耳に接しなければ大聲を解することができない程度になつたもの
7 1ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	四両眼を常に介護を要するもの
8 2ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	五残し常に介護を要するもの
9 3四ーアミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	六兩上肢を肘関節以上で失つたもの
10 4四-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	七両下肢を膝関節以上で失つたもの
11 5ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	八両上肢の用を全廃したもの
12 6ベリリウムにさらされる業務による肺がん	九両下肢の用を全廃したもの
13 7ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	一一眼が失明し他眼の視力が○・○
14 8石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	二兩眼の視力が○・一以下になつたもの
15 9ベンゼンにさらされる業務による白血病	三両上肢を腕関節以上で失つたもの
16 10塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	四両下肢を足関節以上で失つたもの
17 11三・三・一ジクロロ-四・一ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍	五一両上肢を足関節以上で失つたもの
18 12オルト-トルイジンにさらされる業務による胆管がん	五二咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残し随时介護を要するもの
19 13一・二-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	五三両眼が失明し他眼の視力が○・○
20 14ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	五四両耳の聴力を耳に接しなければ大聲を解することができない程度になつたもの
21 15電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺	五六咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの

16 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
17 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	一上肢の用を全廃したものの
18 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	一下肢の用を全廃したものの
19 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	十趾を失つたもの
20 ニッケルの製鍊又は精鍊を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	二眼の視力が○・一以下になつたもの
21 硫素を含有する鉱石を原料として金属の製鍊若しくは精鍊を行う工程又は無機硫酸化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	三両耳の聴力が耳に接しなければ大聲を解することができない程度になつたもの
22 フタルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	四両眼を常に介護を要するもの
23 1から2までに掲げるもののほか、これららの疾病に付随する疾病その他のがん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	五一両上肢を足関節以上で失つたもの
24 1前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	五二咀嚼又は言語の機能を廃したもの
25 十一その他業務に起因することの明らかな疾病	五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの

九〇日分	第五級	第六級
(労働基準法第十二条第三項の平均障害を残し常に介護を要するもの)	(労働基準法第十二条第二項の平均)	(労働基準法第十二条第一項の平均)
一両眼が失明したもの	一両眼が失明し他眼の視力が○・一以下のもの	一両眼が失明し他眼の視力が○・一以下のもの
二咀嚼及び言語の機能を廃したものの	二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すことができるもの	二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すことができるもの
三四肢の用を全廃したものの	三四肢の用を全廃したものの	三四肢の用を全廃したものの
四四肢の用を半廃したものの	四肢の用を半廃したものの	四肢の用を半廃したものの
五一両上肢を肘関節以上で失つたもの	五一両上肢を肘関節以上で失つたもの	五一両上肢を肘関節以上で失つたもの
五二咀嚼又は言語の機能を廃したものの	五二咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すことができるもの	五二咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すことができるもの
五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの

九〇日分	第七級	第八級
(労働基準法第十二条第一項の平均)	(労働基準法第十二条第一項の平均)	(労働基準法第十二条第一項の平均)
一両耳を全く聾したもの	一両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができるもの	一両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができるもの
二上肢を肘関節以上で失つたもの	二上肢を肘関節以上で失つたもの	二上肢を肘関節以上で失つたもの
三四肢の用を半廃したものの	三四肢の用を半廃したものの	三四肢の用を半廃したものの
四四肢の用を全廃したものの	四肢の用を全廃したものの	四肢の用を全廃したものの
五一両下肢を膝関節以上で失つたもの	五一両下肢を膝関節以上で失つたもの	五一両下肢を膝関節以上で失つたもの
五二咀嚼及び言語の機能を廃したものの	五二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すことができるもの	五二咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すことができるもの
五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	五三神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの



四 趾を失つたものとはその全部を失つたものを  
いう。

五 趾の用を廃したものとは第一趾は末節の半分以上、その他の趾は末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第三（第四十六条関係）		分割補償の残余額一時払表
区分	種別	
		等級
支払高		
既につなぎがつぶされたのとき	支同上	
分担額	二年分	
がつぶされたのとき		

○級	第一	級第九	級第八	級第七	級第六	級第五	級第四	級第三	級第二	級第一		等級	
日分	二二六	日分	二九七	日分	三四七	日分	五六七	日分	六七四	日分	七八八	分〇一、五	既に支拂つたのとき
	一八四	日分	三四一	日分	三八三	日分	四五九	日分	五四四	日分	六二八	日分〇八一五	年分のとき
日分	一四〇	日分	一八四	日分	二三三	日分	三五〇	日分	四一四	日分	四七八	日分〇五四八	三年分のとき
	九五	分	四一	分	八	分	七一	分	七二	分	三三	分〇一三	四年分のとき
日分	四八	日分	六三	日分	五八〇	分〇一	〇一	分	二一	分	四一	分〇八一	五年分のとき
	四八	日分	六三	日分	〇	〇	〇	日	二	日	六	日八	六年分のとき

別表第四（第五十条の二関係）	償 遺 族 補	第一級 第二級 第三級 第四級 第五級 第六級 第七級 第八級 第九級 第十級									
		日	分	四	分	七	日	一	日	一	日
一 発電、送電 変電、配電又は蓄電の業務	九 四 八 四 日 九 八 六 九 日 九 八 四 五 二 四 五 三 日 五 〇 一 八 日	日	分	四	分	七	日	一	日	一	日
		日	分	三	日	六	日	九	日	分	日
		日	分	四	日	一	日	六	日	分	日
		日	分	二	日	四	日	七	日	分	日
		日	分	六	日	三	日	四	日	分	日
		日	分	四	日	七	日	三	日	分	日
		日	分	二	日	四	日	七	日	分	日
		日	分	六	日	三	日	四	日	分	日
		日	分	一	日	二	日	二	日	分	日
		日	分	八	日	一	日	六	日	分	日
		日	分	九	日	二	日	五	日	分	日
		日	分	日	日	六	日	五	日	分	日

<p>五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾留又はタールの蒸留若しくは精製の業務</p>
<p>六 乾燥設備を使用する業務 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務</p>
<p>七 油漆塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務</p>
<p>八 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務</p>
<p>九 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務</p>
<p>十 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務</p>
<p>十一 労働安全衛生規則第十三条第一項第一号に掲げる業務（同号又に掲げる業務を除く。）</p>
<p>十二 労働安全衛生規則第十三条第一項第二号</p>

様式第一号の二  
様式第一号の三（第六条の三関係）

樣式第二號（第七條關係）

様式表二号(各社用)	
年 月 日	名 前 姓 氏 號 別
西 洋 書 記 入 手 稿 類 一 般 事 項 目 二 種 類 に 付 属 書 類 一 般 事 項 目 二 種 類 に 付 属 書 類	西 洋 書 記 入 手 稿 類 一 般 事 項 目 二 種 類 に 付 属 書 類 一 般 事 項 目 二 種 類 に 付 属 書 類
男 人	男 人
女 人	女 人
計 人	計 人







様式第9号の3（第16条第2項関係）

様式第9号の3（第16条第2項関係）（裏面）

様式第9号の3の2（第70条関係）

様式施り品のD.O.（第15条第1項同様）（原付）



#### 様式履歴の号のつ3(第16条第2項関係)

様式第9号の3（第16条第2項関係）（裏面）  
（記載欄）



上記で定める時季数にこなわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時季数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（英若年に於ける復旧及び復活の事務に従事する場合は同様。）。















積木第12章の3(第31章の3)

様式第13号の4(第24条の2の5第1項)

企画業務別従業員数に関する記入欄		年 月から 年 月まで
専門用語欄		
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)
(Y)	(Y)	(Y)
		(用語番号: - - - )
業務の内容	労働者の範囲	適用の程度
	従事する労働者数 (就業登録上の 労働者数)	従事する労働者数 (就業登録上の 労働者数)
	( )	前職者
年 月 日	専門用語番号	
専門用語別担当者名		

様式第13号の4(第24条の2の5第1項関係)(

様式第十三号の五(第三十三各項別記)	
種類の標題	
年 月 日	出 版 業 者 名
第三十三各項別記(略)	

様式第14号の2(第34条の2第1項関係)(裏)

様式第14号の3(第14条の2の2第1項関係)		<input type="checkbox"/>	
		契約登録番号	契約登録番号 登録年月日 年 月 日 登録者名 登録者名 登録者名
		法人番号	<input type="checkbox"/>
高度プロフェッショナル制度に関する欄目			
		請求期間	年 月から 年 月まで
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	契約用印(分野別者印、制度の適用分野者印)
	(〒 )  (電話番号: - - - )	( )	( )
業務の種類及びその分類			
分業者の範囲			
内閣府の権限(内閣府の権限を (内閣府に委託した分野を) 委託者の者 平均			
( )	( )  ( )  内閣府の権限を委託した場合の 委長の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均
( )	( )  ( )  内閣府の権限を委託した場合の 委長の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均
( )	( )  ( )  内閣府の権限を委託した場合の 委長の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均
( )	( )  ( )  内閣府の権限を委託した場合の 委長の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均	内閣府の権限を内閣府の権限の 委託を受けた場合の 委託者の者 平均
実績の確認			
内閣府の健康及福祉政策を保 持したための結果の実施状況			

様式第十四号の四（第三十四条の四関係）

様式第十五号（第四十一条関係）

様式第14号の3(第34条の2の2第1項関係)(裏)

14

1. 「畜産の発展及びその構造」の欄に、畜産業基盤法第14条第1項に規定する特許を対象とする特許権の登録の申請の手続について、以下の事項を記載して下さい。  
 ① 企画段階での実用新案登録の申請手続について(実用新案登録の申請の手続の概要のみ)。  
 ② 登録段階での特許権登録の申請手続について(特許権登録の申請の手続の概要のみ)。  
 ③ 有効性審査における特許権登録の申請手続について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。
 ④ 畜産の発展及びその構造に関する要件についての直近3年又は分析においてに基づく当該問題に関する実用新案登録の申請手続について(実用新案登録の申請の手續の概要のみ)。

2. 「畜産の構造」の欄に、畜産業基盤法第14条第1項に規定する特許を対象とした「決済方法」の登録の申請の手続について、以下の事項を記載して下さい。  
 ① 企画段階での実用新案登録の申請手続について(実用新案登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ② 登録段階での特許権登録の申請手続について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ③ 有効性審査における特許権登録の申請手続について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。

3. 「畜産の構造」の欄に、畜産業基盤法第14条第1項に規定する特許を対象とした「生産方法」の登録の申請の手続について、以下の事項を記載して下さい。  
 ① 企画段階での実用新案登録の申請手続について(実用新案登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ② 登録段階での特許権登録の申請手續について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ③ 有効性審査における特許権登録の申請手續について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。

4. 「畜産の構造」の欄に、畜産業基盤法第14条第1項に規定する特許を対象とした「販売方法」の登録の申請の手続について、以下の事項を記載して下さい。  
 ① 企画段階での実用新案登録の申請手續について(実用新案登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ② 登録段階での特許権登録の申請手續について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。  
 ③ 有効性審査における特許権登録の申請手續について(特許権登録の申請の手續の概要のみ)。

高麗國主世宗皇帝曰「汝等皆是吾姫也」  
高麗國主世宗皇帝曰「汝等皆是吾姫也」

1. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
2. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
3. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
4. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
5. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
6. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
7. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
8. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
9. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。
10. 高麗主の妻が「汝等皆是吾姫也」と高麗の臣民を讃嘆する。

樣式第十六号  
樣式第十七号（第削

（註）「七」の字は、本稿の「七」の字を指す。本稿の「七」の字は、本稿の「七」の字を指す。

様式第18号（第52条関係）

医療機関名(略称又は本院名)		
(第一欄)		
労働基準監督官認定 届け出書		
届 け 出 書	年 月 日 付 け	
労働基準監督官 氏 印 等の所有者に郵便手紙回		名
(医師である方労働基準監督官については、医師免許番号)		

年 月 日生

第二步

第二部分

最低賃金法(19)  
(労働基準監視官の権限)

第22条 労働基準監視官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用場所に立ち入り、親権者等その他の物件を検査し、又は関係者に質問することできる。

前項の規定により立ち入り検査をする労働基準監視官は、その身分を示す證券を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第9項の規定による立ち入り検査の権限は、変更検査のために認められたものと解釈してならない。

第33条 分销

Digitized by srujanika@gmail.com

(第五版)

第四章

(労働基準監督官の権限)  
条令第16条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業所に立ち入り、労働者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは著作権権利の実行を行ない、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を押さ出すことができる。  
医師である労働基準監督官は、第65条の疾病にふさわしい疑いのある労働者の検診をなすことができる。  
前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証券を携帯し、同様に

(第七回)

各会員登記簿
(会員登記簿の様式)
第36条 分業基準監査官は、この法律の施行のため必要があると認めたときは、会員者の実業所又は会員の事業者に兼ねる場合に於てはその場所に立ち入り、並びにその他の物件を検査し、若しくは同様の者に質問し、又は彼のため必要がある程度の分量に亘り、室内用機械及び機器等に於ける在庫を今きる時點としてばのものと見做すものであつて生産実績者であります。
2 会員の定めによる又は委託する分業基準監査官は、その身分を示す届顔を携帶し、開拓者に持たししなければならない。
3 前項の規定によつて立入検査等の権限に、犯規検査のための認められたものと解釈してはならない。
第37条 分業基準監査官は、この法律の規定に違反する事由について、別書面(法規第23条の規定第11項)の規定によつて同監査官の職務を行なう。

(第八回)

立入検査規則(法規第23条)
(立入検査監査官の権限)
第38条 分業基準監査官は、この法律を施行するため必要があると認めたときは、事業場に立ち入り、同場所に於けり、又は解説、並びにその他物件を検査することができます。
2 前項の場合において、分業基準監査官は、その身分を示す届顔を携帯し、開拓者に持たししなければならない。
3 前項の規定によつて立入検査の権限は、犯規検査のための認められたものと解釈してはならない。
第39条 分業基準監査官は、この法律の規定に違反する事由について、別書面(法規第23条の規定第11項)の規定によつて同監査官の職務を行なう。

(第九回)

資金の支出しの帳簿等に関する法律(法規)
(分業基準監査官の権限)
第41条 分業基準監査官は、この法律の規定に違反する事由について、別書面(法規第23条の規定第11項)の規定によつて同監査官の職務を行なう。
(会員登記簿)
第42条 分業基準監査官は、この法律を施行するため必要があると認めたときは、事業場に立ち入り、同場所に於けり、又は解説、並びにその他物件を検査することができます。
2 前項の場合において、分業基準監査官は、その身分を示す届顔を携帯し、開拓者に持たししなければならない。
3 前項の規定によつて立入検査の権限は、犯規検査のための認められたものと解釈してはならない。
第43条 分業基準監査官は、この法律の規定に違反する事由について、別書面(法規第23条の規定第11項)の規定によつて同監査官の職務を行なう。

(法規セミナーメートル 第1セミナーメートル)

株式第十九号(法規第23条)	
監査官は当該事業場に立ち入り、並びにその他の物件を検査する。	開拓者
2 会員の定めによる又は委託する分業基準監査官は、その身分を示す届顔を携帶し、開拓者に持たししなければならない。	開拓者
3 前項の規定によつて立入検査等の権限に、犯規検査のための認められたものと解釈してはならない。	開拓者
4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯規検査のために認められたものと解釈してはならない。	開拓者

様式第20号(法規第55条関係)

氏名		性別	賃金台帳(常時使用される労働者に対するもの)															
賃期 金 計 算 期間	労 働 日 数	労 働 時 間 数	休耕 日 数	休耕 時 間 数	日時 出 勤 労 働 業 数	日時 出 勤 労 働 業 数	日時 出 勤 労 働 業 数	日時 出 勤 労 働 業 数	基本 賃 金	所定 賃 金 外 金	手 当	当 日 賃 金	小 計	臨 時 の 賃 金	賞 与	合 計	控 除 金	其 他 給 与

記載心得

- 一 長名は当該事業場で使用する労働者番号をもって代えらるうことができる。
- 二 休業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の賃業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
- 三 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された实物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

記載心得

- 一 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
- 二 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された实物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

様式第二十二号 削除  
様式第二十三号 削除  
様式第23号の2（第57条関係）

年 月 日

使用者 氏名

労働基準監督署長

記載心得

- 一 効用内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を添記して記入すること。
- 二 他の欄は「適用外」又は「○」で記入すること。

様式第24号（第57条関係）

様式第24号(第57条関係)(裏面)

10

- 1 □「( )」で示された場合は「( )」で記入。説明欄へ、( )に記入する文字は、光学式の「メモ」イメージ複数種式(OCR)で直接読み取る行為を行った場合、汚さないように、空欄を避け、必ず上記の記入法で記入しないこと。

2 □「( )」で示す事項の「の範囲」及び「条件」は空欄のままであることを。

3 □「記入欄」の記入は、必ず印字用のボタンを使用して、軽かく押すように、大きめのラブリック数字で記入するよう記入すること。

4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中央欄によると記入すること。

5 「記入者登録番号」の欄は、事業登記の年月日と現在の所在地を記入して貰う。

6 「区分」の欄には、本報告書の収集事務所が「本社」である場合は、支店等の子会社の収集事務所の名前を記入し、その他の収集事務所が支店等であつて、支店、子会社の管理権を本部で一括管理している場合は、支店、支社等である場合、「支店」の欄に記入して貰う。支店等であつて、子会社の管理権を本部で一括管理している場合は「支店」、支店等であつて従業員で行っている場合は「店舗」を記入すること。

7 「[所轄の会員]」のうち、「[所轄の会員]」の欄には、掛合金の支拂いの有無によって「[所轄の会員]」の欄に記入する。該当番号及び該当の内訳の欄に記入すること。

8 「[貯金の開設]」に定めたはれらの預金の欄には、その利率と年率右欄にて記入すること。この場合において、未満額の繰り上がり生じたときは、西暦五十五点(55)を記入すること。

9 「[當年度初の預金残高]」の欄には、前年1月1日における預金残高を記入すること。

10 「[該年度中の預金の増加額]」及び「[該年度中の預金の減少額]」の欄には、前年1月1日から翌年の1月1日までの間における預金の増加額と減少額を記入すること。

11 「[当該年度の預金残高(a)]」の欄には、本年3月31日現在の預金残高を記入すること。

12 「[当該年度の預金残高]」及び「[当該年度の預金残高(b)]」の欄には、それぞれ、前年4月1日における預金残高及び前年3月31日現在の預金残高を記入するにむけたこと。

13 「[当該年度の預金の預入]」の欄には、前年4月1日から翌年の3月31日までの間ににおいて預入した預金の総額について該当年度の各月に別途記入し、当該年3月31日現在の預金残高を記入する。区分、所轄の欄に該当する預金を記入しない場合は、別紙に記載して治すことを。また、後述の措置不実である特別措置法等、該当する場合は、該当する特別措置法等の欄に記入すること。

14 「[預金の預出]」の欄には、前年4月1日から翌年の3月31日までの間ににおいて預出した預金の総額について該当年度の各月に別途記入し、当該年3月31日現在の預金残高を記入する。

15 「預金の預出額が預入額にかかる場合には、2倍以上を使用すること。この場合に「[統一ページ]」の欄には、総額の統合計算式で記入すること。該当の欄には、総合のうち当該の預出額を記入する。該当の欄に記入する場合は、該当の欄に記入する。該当の欄に記入する場合は、該当の欄に記入する。

様式第24号（第57条関係）（裏面）